

失格基準価格の改定について①

建設工事に係る失格基準価格の算定に用いる上限値を上げます

1 失格基準価格について

◆入札価格が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める判断としての数値的判断基準で、この価格を下回った場合は失格としている。

2 改定の内容等

◆建設業が抱えている課題に対応するために、「企業の適正な利潤の確保」と「労働賃金の適正な水準の確保」に視点を置いて、上限値を見直し、**2.5% 引き上げ**を行う。

区分	適用範囲	
	現行	改定
100万円超～2億円未満	予定価格の87.5%～90%	予定価格の87.5%～ 92.5%
2億円～WTO未満	予定価格の82.5%～85%	予定価格の82.5%～ 87.5%

4 適用年月日

◆平成27年4月1日以降の公告案件で適用

3 その他

◆契約後確認調査の基準価格は変更しません

◆詳細は、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領の一部改定について

ホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/teikakaku/chosa.html>

をご覧ください。